

平成26年7月30日
国土交通省湯沢河川国道事務所
大 仙 市
大 曲 商 工 会 議 所

許さない！！“悪質な場所取り”

～パトロールの強化や場所取り禁止看板の設置をおこないます～

- ・ 8月23日（土）に開催される、『第88回全国花火競技大会』に向けて、国土交通省、大仙市、大曲商工会議所は、悪質な場所取りを防止するために、会場となる雄物川河川敷及び堤防のパトロール強化や場所取り禁止看板の設置を実施します。
- ・ 悪質な場所取りは昨年の花火大会においても確認され、堤防へのスプレー吹き付けや、除草剤散布により芝が枯れてしまったことから、大仙警察署に通報しております。
- ・ このような行為は、河川法等の法律に抵触する可能性があります。なお、強化されたパトロールにより悪質な行為を発見した際は、各機関において情報共有を行うとともに、ただちに大仙警察署に通報します。

各機関がおこなう取組みは次のとおりです。

■取組み開始：8月1日（金）から

■取組み内容

- ・ 国土交通省：花火大会会場及び周辺の河川区域を重点的にパトロール実施（パトロール回数を週2回から週5回以上に増やします）
- ・ 大 仙 市：職員による会場周辺のパトロール実施（花火大会当日まで週5回以上パトロールを実施します）
- ・ 大曲商工会議所：花火大会会場内の場所取り禁止看板を増設するとともに、堤防の斜面を緊急避難スペースとし、ロープにより規制を実施

罰則は次のとおりです。

■河川法では、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

取材を希望される方は、

■日時：平成26年8月1日（金）午前9時まで

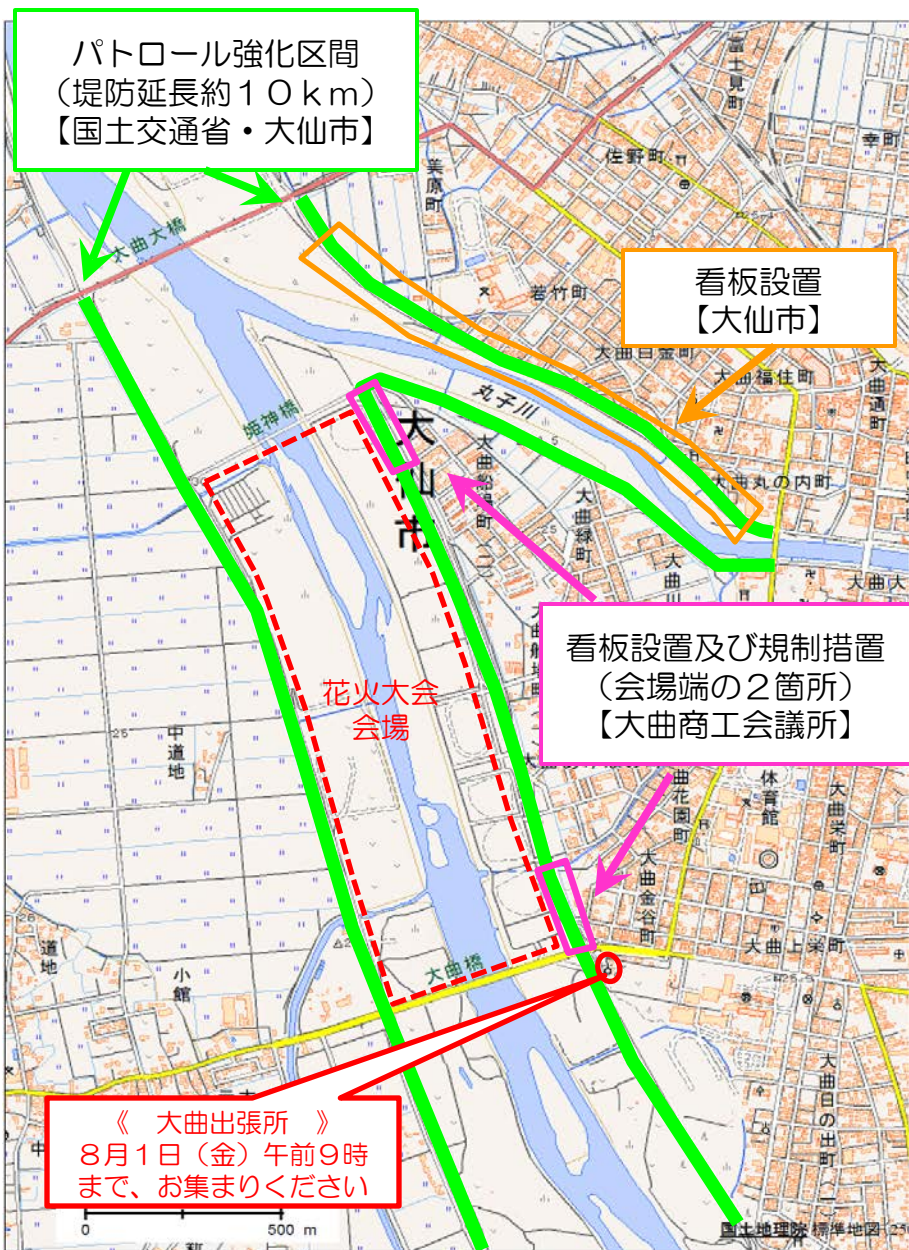
■場所：湯沢河川国道事務所大曲出張所（大仙市大曲金谷町25-40）にお集まりください。

※発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局

～問合せ先～

国土交通省湯沢河川国道事務所 電話：0183-73-3174（代表）
副所長（河川）佐藤 徳男 （内204）
河川管理課長 古関 修 （内331）
大仙市農林商工部商工観光課 電話：0187-63-1111（代表）
商工観光課長 五十嵐 秀美
大曲商工会議所 電話：0187-62-1262（代表）
専務理事 藤原 薫

国土交通省・大仙市・大曲商工会議所がおこなう取組み（概要）



悪質な場所取りの「予防」と「早期発見」への取組み

- 国土交通省：河川パトロール回数を週2回から週5回以上に増やします。
- 大仙市：職員によるパトロールを週5回以上実施します。
- 大曲商工会議所：場所取り禁止看板を増設するとともに、ロープで堤防斜面の規制をおこないます。

昨年、実際におこなわれた悪質な場所取りの事例です



悪質な場所取りを発見した場合

- 各機関において情報を共有し、対策を講じます。
- 大仙警察署に通報し、現地確認を実施します。